

不利益処分基準ファイルの説明

県が不利益を課す場合の処分基準等を処分ごとに記載しています。

列番号	項目	記載内容																
A列	No	整理番号																
B列 C列	担当部局等 担当課名	処分を所管する本庁担当部局名及び担当課名を示しています。																
D列	法令区分	根拠が行政手続法か、山形県行政手続条例かを示しています。 法：行政手続法（法律、政令、省令等が根拠となるもの） 条：山形県行政手続条例（条例、規則等が根拠となるもの）																
E列	法令名	処分の根拠となる法令名を示しています。																
F列	根拠条項	処分の根拠となる条項を示しています。 （例）第1条第5項 → 01-5 第20条の2第1項第4号 → 20の2-1(4)																
G列	不利益処分の 概要	不利益処分の概要を示しています。																
H列	設定	不利益処分基準を設定している場合に○で示しています。																
I列	不利益処分基準 の概要又は名称	不利益処分基準の概要又は不利益処分基準を示している要領や通知等の名称を記載しています。																
J列	未設定理由	<p>不利益処分基準を設定していない場合は、その理由を下記の区分により番号で示しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>未設定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>法令上処分権限がなく、又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地方自治法第252条の17の2第1項により、当該処分権限のすべてを市町村に委任している</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難である</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	番号	未設定の理由	1	法令上処分権限がなく、又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である	2	地方自治法第252条の17の2第1項により、当該処分権限のすべてを市町村に委任している	3	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である	4	過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である	5	将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない	6	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難である	7	その他
番号	未設定の理由																	
1	法令上処分権限がなく、又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である																	
2	地方自治法第252条の17の2第1項により、当該処分権限のすべてを市町村に委任している																	
3	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である																	
4	過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することは困難である																	
5	将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない																	
6	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することは困難である																	
7	その他																	

K列	意見陳述区分	<p>不利益処分を行う際の意見陳述の手続について示しています。</p> <p>聴 聞：聴聞によるもの</p> <p>弁 明：弁明の機会の付与によるもの</p> <p>適用除外：個別法において行政手続法第3章及び行政手続条例第3章の意見陳述の手続きに関する規定の適用が除外されているもの</p> <p>※意見陳述の手続の適用は除外されているが、行政手続法、行政手続条例でいうところの聴聞、弁明に相当する場合は、「適用除外」に「(聴聞)」又は「(弁明)」と併記しています。</p>
L列	備考	<p>不利益処分基準の未設定の理由が「その他」の場合の内容や、不利益処分基準について特記すべき事項を示しています。</p>